

2010年9月2日

本整備計画における千苜ダム治水活用の扱い
～ 新規ダムについては言及すべきではない ～

千代延明憲

第 66 回流域委員会において、千苜ダム治水活用の本整備計画における位置づけについて議論されました。

本文に第 5 章を設けて、本整備期間中には例え実施に着手できなくとも次期整備計画では確実に計画に取り込むべき事業について、例外的に本整備期間中に調査・検討する趣旨を記述すべきであるという向きの意見がだされていたように思います。この件に関し、何度も恐縮ですが私の意見を述べさせていただきます。

新規ダムは本整備計画に位置づけるべきではない

上述の通り本文に第 5 章を設けるとすれば、そのこと自体例外的扱いですから、どのような事業をこの章で扱うかは慎重な審議が必要と思います。

まず、次期整備計画で確実な実施を望む事業でなければならないと考えます。加えて、効果も規模も大きい事業に限定すべきです。

そこで委員会にお願いしたいのは新規ダムの扱いです。これまでの意見書でも同様な趣旨を述べさせていただきましたが、新規ダムは新たに大きな環境問題を引き起こすのみか、治水効果が発現するまでに大変長い期間を要し、事業費も巨大になることから、社会が新規ダムを治水手段として受入れることは難しくなっていますし、今後は一層困難になると思われます。

また、国土交通大臣もできるだけダム（新規）に頼らない治水を目指そうとの方針を明確に打ち出し、その実現のための諮問機関“今後の治水対策のあり方に関する有識者会議”は、『今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ（案）』で新規ダムの代替案策定についてダム代替構築のために具体方策の組み合わせ等を明示しています。

このような状況の下で、新規ダムはいかなる形にしる本整備計画に取上げ、位置づけることには賛成できません。なお、河川整備基本方針では洪水調節施設の整備により 910m³/s を配分するとしています。基本方針の性格からして整備計画で基本方針の実現までの道筋を示す必要はありません。今後基本方針自体も技術の進歩、社会の価値観の変化等を反映し変更になる可能性は高いと考えています。

千苜ダムの治水活用に関しては本整備計画に明記を

新規ダムに対し千苜ダムの治水活用は、これも繰り返しになり申し訳ありませんが、仮に本整備計画期間中の実施着手すら困難でも次の理由により第 5 章で結構ですから是非本文で取上げていただくことを切望します。

- 理由 1. 手段はダムですが新たな環境問題を生じさせることは回避できること
- 理由 2. 既存ダム活用により事業費の節減が可能であること
(事業費は、今後絞り込む余地もあり、また絞り込まねばなりません)
- 理由 3. 治水効果が毎秒 490m³ の流量低減 (戦後最大洪水レベルで) と大きく、かつ効果発現までに要する期間が短いこと
- 理由 4. 千苅ダムの場合、治水活用に踏み切るとは必然的に既存不適格解消となり、ダムの安全性、信頼度が高まること
- 理由 5. 治水活用と神戸市の水道事業の両立のシナリオがなりたつこと
- 理由 6. 上記有識者会議の『中間とりまとめ (案)』の中でも、既存ダムの治水活用を積極的に推奨していること

なお、第 5 章に千苅ダム活用とならんで取上げる事業ですが、私は十分検討していませんので具体的事業名を挙げることはできません。ただ、第 5 章はあくまで例外的取扱いですから、ここで取上げる事業はその効果が大きく、事業費も一定水準を超え、準備にも長い期間を要するような事業に限定しなければならないと考えます。

最後に、千苅ダムの治水活用を例外的に本文に位置づけるか否かの審議の前に、本事業についてのこれまでの神戸市との協議が整わなかった経緯・理由を、委員会において河川管理者から再度明快に説明いただくよう委員会にお願いします。その経緯・理由を十分理解した上で、整備計画本文での適切な取上げ方を審議いただければ幸いと存じます。

以 上